

ら、そういったときにやるときにはこれぐらいは、例えば全国大会の3位までとか東北大会の3位までとか、県はナンバーワンとかとそういうことがあると思ひまして、そういう基準をつくりながら、ある程度やはりそういうことについてのお出しはしますが、そこから先はやはり、経理は透明にさせていただかなければいけませんけれども、そういうふうにしていただきながらやっていただけのような、そういうのが本当の協働だろうと思ひますし、ぜひ一つ一つ実践をしていきたいものだと思います。

鈴木良雄議長 3番、大道寺信議員。

3番 大道寺 信議員 時間もありませんので最後にしたいと思いますけれども、そのほかにいろいろ問題あるんです。

例えば、委託料ってどういう算出するというのもありましてね。例えば、はなぞの保育園の移管のときにも言われているわけですけども、保育士の身分が非常に不安定で、何年たっても、あるいは低賃金といひますか、待遇が低くてということで、そういうことも解消してやりましょうと片方でやっていますね。臨時職員のところは、臨時職員の給与体系があるんです。それが、すべて今度委託料がそれで算出されるような傾向があるので、これ後でまた別にやりませうけれども、それだって非常にこれからあり方って検討しなければいけないと思ひます。片方ちゃんと、例えば司書の資格を持っていながら、定時補助職員と同じような扱いをするということも非常に問題あると思ひますね、私は。そういう資格を持っていて、行政のサービス向上のために新しく今度民間の皆さんに任せるとすれば、そういう待遇、処遇、委託料でいいのかという問題もあると思ひます。そういう意味ではさまざまあるものですから、ぜひその辺のところを含めて大いに検討いただきたいと思います。

私は自立計画のやはり一番重要なことは、さ

つきも申し上げましたけれども、もちろん市職員がなぜ自立するかと、自立しなければいけないかということをはきちっと意識改革に持っていかなければいけない。それと同時に市民も自立するんだという意識がなければ、これは成功しないんだと思ひます。そのところの、いわばその理念とか目的というものをやはりスタートにきっちりとしながらぜひ進めていただきたいということを申し上げて質問を終わります。ありがとうございました。

蒲生吉夫議員の質問

鈴木良雄議長 次に、順位4番、議席番号17番、蒲生吉夫議員。

(17番蒲生吉夫議員登壇)(拍手)

17番 蒲生吉夫議員 私は革新クラブを代表いたしまして、通告しております4点について順次ご質問を申し上げたいと思ひます。

最初に、観光行政の委託先と長井市観光協会の役割についてお尋ねをいたします。

平成16年10月に長井市名でだれにあてたか文書かわかりませんが、産業・建設常任委員会に提出した「長井市観光協会の事務局体制についての考え方」という資料によりますと、観光協会と商工会議所が同一場所で事業運営を行うことで、地場産センターとの連携を図ることができ、一体となった観光物産事業が可能といっておられ、具体的には、で観光協会事務局を現在の長井駅から商工会議所事務所フロアに移転すると言ひ切っていますから、この文書が出されたときは既に商工会議所との話は済んでいるのではないかと考えられますが、いかがでありませうか。

しかし、最近になっても観光協会の役員の中ではどうも納得が得られていないようでありま

す。ましてや、私たちのように観光協会の一般会員にとっては最近聞いたばかりであります。

において、観光協会の経理事務を商工会議所の委託事務とすることにより事務局機能をできる限りスリム化し、繁忙期には臨時職員で対応する体制とする。また、事務局をマネジメントする職員は、商工会議所職員が兼務することも検討する。このことをこの4月より実施するという文書のようですが、新年度の市予算の中で観光業務委託料は、1,373万9,000円の委託先は観光事業実施団体となっていますし、平成16年度予算までは長井市観光協会事業費補助金となっていたものが、観光事業補助金として1,134万7,000円という表現になっておりますので、さきに発行された文書のようなスタンスでの予算と感じたところであります。

長井市観光協会に対する長井市の態度はかなりおかしいと感じています。まず、任意団体である長井市観光協会は、長井市が自由にできると考えていませんかということでもあります。観光協会は、地域から個人や団体より会員を募り理事会を構成し、年に1度の総会で意思決定をして執行に当たるという独立した組織であり、観光協会の事務所の位置をどこにするなどの重要な件についての決定権は当然観光協会にあると考えますが、いかがでありますでしょうか。幾ら長井市が観光業務を委託しているとはいえ、ここまで踏み込んではない事項と考えていますが、いかがでしょう。

現在の長井駅と事務所が同居する前は、地場産業振興センターの3階に観光協会事務所として一室を占有していました。しかし、補助を受けた建物であるので、占有し看板をかけていれば監査のときに指摘を受けるなどに対して配慮したこともあってか、駅舎の一部に改装費用をかけ移動したと記憶しております。

続いて、長井市として少ない観光資源をどのように生かし観光行政をどのように進めようと

しているかであります。

もともと観光行政は、観光資源と観光に利用できそうな産業をどのように結びつけていかなど試行錯誤してきた経過があります。桜の時期には玉こんにやくを宣伝したり、あやめの時期はあやめ団子や地酒、または産業振興公社などを立ち上げのために仕事をした人もあり、花作大根、オウレン、きわだ、カジカの養殖、行者ニンニクなどの事業をやってきましたが、現在はご承知のとおりであります。

観光資源をいかに生かし商業や産業を活性化させ軌道に乗せることができるかを考え手助けすることが、観光行政としての仕事だと思いません。このように本来行政がやらなければならない仕事の一部を、商業者や市民で構成した長井市観光協会が担ってきたと認識をしております。この事務局体制についての考え方に書いてあるようなことで進むとすれば、長年かかって積み上げてきた観光協会の組織存亡の危機との認識を持っていますが、市長はどのようにお考えになっているかをお聞かせを願いたいと思います。

次に、2番目に、東山開発事業用地購入費と里山環境整備についてお尋ねいたします。

これに関する新年度の予算措置として、公有財産用地購入費として9,110万円で土地開発公社から買い取る予算が計上されております。さらに、その資金を調達するためには事業をしなければならないので、東山地域里山環境整備工事費として100万円のあずまやの建設の予定を計上しております。この土地は土地開発公社に先行取得させたものであり、長年使う当てもなくいわゆる「塩漬け」になっている土地であり、いずれ処理しなければならない土地であると考えます。しかし、多額の費用がかかることでもありますので、市民に納得が得られるような説明をする責任があると考えます。

公有用地説明書によりますと、取得年月は昭和53年12月、面積5万9,216平米で、2,621万

7,331円ですから、単純に計算しますと平米単価は約443円になるようですが、これまでの利息と諸経費を加えると8,956万4,930円ということですから、3.42倍になったようであります。この土地に関して私たち議員になってから、県道久保の桜線の拡幅工事や、出るはずがないと言われながらの温泉掘りや桜の植栽などがありました。このような事態になった経過について調査をいただき資料を作成いただきましたので、大変よくわかりました。

一つは、昭和53年11月18日に、当時の今野茂企画課長から金田俊夫土地開発公社理事長に二重坂県道改修工事に伴う用地買収の申込書が出され、土地開発公社は昭和53年12月18日から昭和55年1月25日までに11筆、7万1,230.35平米を取得し、その7年後の昭和62年から平成元年まで4回で1万2,013.51平米を山形県に売却していますが、取得面積の約6分の1しか使用していないことです。

さらに、経過資料の3によりますと、県道改修のために取得依頼した土地であったものが、昭和55年並びに58年に策定した長井市東山市民の森基本計画によれば、総合運動施設を利用する用地に位置づけられてしまっているとのことあります。

このことについて議会で質問された内容があります。私たちが議員になった翌年、昭和63年3月定例議会における遠藤允委員の予算総括質疑で、「土地開発公社の事業別現状把握と計画的処理について」ということで6項目にわたり質疑をしている中で、東山開発用地について県への売却予定面積及び処理計画についての項を読んでいきますと、数年にわたって土地を購入していることと、県道拡幅のルートも決まっていなく、県からの正式な要請もないうちに先行取得し、遠藤允委員からは買い過ぎているのではないかと指摘を受けているようです。

これに対して竹田邦蔵、当時の助役は、「下げ

た……」下げたというのは道路を下げた場合です。ね、「……」のルートがその当時決まっていますと、不要なところは買う必要がなかったろうと思います。しかし、まだその段階ではルートが決まっていなかった事情があったので、そういった買い方になったのだらうと推測されます」と無難に答弁したようであります。

今さらほじくり返すことはないのではないかなと思われるかもしれませんが、9,000万円を超える不要と思われる用地を後年度の市民の血税で買うわけですから、十分な説明が必要と思いません。

まず一つ目は、道路用地として使用したのは約6分の1で、なぜこんなに広い用地取得を依頼したのだらうかという疑問です。

二つ目には、県道改修に使用する前に、土地開発公社に取得させた用地をなぜ総合運動施設用地と位置づけたのでしょうか。また、先行所得した用地が総合公園にできるような条件になっているのだらうかといった疑問であります。

次に、財産を取得してあずまやをつくる計画のようですが、どこに建設を予定して、どういう目的でつくると考えていますかお聞かせ願いたいことと、長井市が取得した用地の今後の利用について考えがあるのでありませんでしょうか。

次に、3番目、「改革の本丸」郵政民営化をどう考えるか、また、民営化された場合の市民の影響についてはどうかについてお聞きいたします。

平成17年度施政方針の中で、「民間にできることは民間に」という言葉は使っていないようですが、随所にその考え方が入っているのではないかと思います。今開会されております162回国会における小泉首相の施政方針演説の中で、国民の「安全」の確保の冒頭で、「私は、就任以来、民間でできることは民間に、地方にできることは地方に、との改革を進める一方」との表現があります。次の項で、「官から民へ、国から

地方へ」の実践の中で、「官から民へ、国から地方への改革は経済の再生や簡素で効率的な政府の実現につながると確信し、改革の具体化に全力を傾けてまいりました」というところから始まり、施政方針演説は新聞1面全部を使い掲載され、12段組みのちょうど1段分を割り、郵政民営化の問題だけについてとうとうと述べたようであります。

その中に「民間でできることは民間に、行財政改革を断行しろ、公務員を減らせと言いながら郵政民営化に反対というのは、手足を縛って泳げというようなものだと思います」などといったようであります。しかし、郵政職員の身分は国家公務員となっておりますが、郵便、貯金、保険の郵政3事業に対して一切の国費がつかまされていなく独立採算制をとっていることなどについては全く触れていないばかりか、「資本の流れを官から民へ変えなければなりません」と言っていますが、郵貯資金や簡保資金を政府の長期安定資金として都合よく使っていることなどについても触れていないのであります。

郵政民営化、さらに分社化を考えているようですが、大都市のことだけを考えればそれでもよいのかもしれませんが、しかし、地方都市にとって郵便局のないところにはおおむねコンビニもないわけです。JAバンクも採算ベースに乗らないところは撤退するでしょうし、地方の郵便局が仮に単独で赤字であろうとも、ユニバーサルサービスと呼ぶようですが、全国どこに住んでも、だれでも、均質なサービスを受けられることが重要だと考えます。

ご承知のとおり、長井市議会としても昨年9月の定例議会におきまして「国営としての郵政事業堅持を求める意見書提出についての請願」を採択し、団体の意思として意見書の提出を行ったのであります。

しかし、郵政事業のあり方で、旧態依然のままから変えなければならない問題もあると考え

ています。

ここで一つの文章を紹介したいと思います。2003年4月から郵政公社が発足しましたが、その前年、2002年6月の「週刊ダイヤモンド」で15ページにわたり郵便局に関する特集が組まれております。その中で「赤字でも増殖し続ける特定郵便局の謎」という項がありまして、特定郵便局は5年間で262局増加しているということです。最近では、銀行に限らずどんな企業でも経営状況が厳しい場合、支店や営業所の統廃合を進めているが、郵便局だけがふえているなどについて、そのからくりを次のように解説しております。

「政治家の口利きが横行、割り切れない郵政当局」との見出しで、「郵便局は、普通郵便局、特定郵便局、簡易郵便局の三つに分けられるが、需要の小さい地域で郵便事業を担うのが特定郵便局である。これは地方の名家や素封家に土地と郵便局舎を提供させるかわりに、郵便局長に任命するという明治時代から続く仕組みだ。特定郵便局長は志願制となっているが、選考を受けるには特定郵便局長あるいは特定郵便局長会の推薦が必要で、志願者は現実的には特定郵便局長の家族や親戚に限られる。これが特定郵便局長は世襲できる公務員と呼ばれるゆえんである」。

もう一つは、「財団法人ポータルサービスセンターを立ち上げ、各地域ごとにゆうパックの会、要するに特産品頒布会を置き、90人の職員は8割以上が天下りで、事業収入が34億円を上げている。これがふるさと小包にたかる郵政ファミリーなのである」とこの本ではいうのであります。

特定郵便局長人事については世襲制はないことになっていますが、今述べたとおりだと考えられ、国家公務員の職場として前近代的と言わなければならないし、見直しと経営の近代化はしなければならないと考えるわけですが、この

ことと郵政民営化の議論は全く別の次元の問題だと思えます。

今政府が考えているような郵政民営化になった場合、市民生活にどのように影響をすると考えられるかについて市長の考えをお聞かせを願いたいと思えます。

最後になります。たばこ規制枠組み条約の発効をどう考えるかについてお伺いたします。

「1箱1,000円だっていい」という2月28日の朝日新聞社説を読んだ方も多いと思えますが、たばこ規制枠組み条約がわずか2年で発効し、既に60カ国が批准したとのことであります。たばこの値段は280円程度で、値段的には喫煙をやめたいと考えている人の気持ちを動かすほどの価格ではありません。20円とか30円の値上げは、喫煙を続けさせるための値上げ額であります。

1箱1,000円程度であれば、やめたいけれどもやめられないという人には禁煙のきっかけにもなるし、販売量が減ることで病気が減る。医療費が減る。しかし税収はふえる。「一石三鳥」と言っているとおり、まさにいいことづくめなのであります。

続けてこう言っております。職場での分煙。ポイ捨て禁止条例と違反者への罰則。全国自治体や企業の取り組みも広がってきた。たばこ価格の引き上げは、そうした流れを一層確かなものにするはずだ、というのです。

ここで、このたばこ規制枠組み条約というのはどういうものかということをおさらいをしたいと思えます。本条約は全部で38条からなり、難しい表現も多くありますので、最もわかりやすく書いてあるものを使いたいと思えます。毎日新聞社の毎日中学生新聞、2月22日の「きつぷニュース」より抜き出します。

目的は、たばこの消費を減らすことです。この中身を簡単に言うと、たばこは健康に悪いので宣伝したり販売を促進したりするのはやめましょうということだ。世界で広く行き渡ってい

るたばこをいきなり禁止するのは現実的ではないが、たばこを吸ってみようという気持ちを起こさせる要因をなくすことで、少しずつ喫煙の習慣を減らしていくことをねらっている。具体的には、たばこの広告や販売促進キャンペーン、たばこ企業のスポンサーの活動を5年以内に原則禁止、パッケージ表面積の30%以上を使って健康に有害であることを言葉や写真で示す、たばこの値段を上げる、自動販売機や店頭で未成年者がたばこを買えないような手段をとる、というものであります。

私も17年間喫煙をしていたこともありその気持ちもわかっているつもりですが、この条約は保健分野での初の多国間条約であり、世界の潮流と見ることができます。私は、2000年9月の一般質問で「煙害（たばこ）から市民の健康を守るために」ということと、2001年3月定例市議会でも「分煙し受動喫煙対策を」という質問をし、それなりの、不十分でも分煙対策を講じていただきましたが、県内の最近の動きとして学校の敷地内は全面禁煙にしていることや、2月に就任した斎藤弘県知事は庁舎内を全面禁煙の意向を表明したり、県都山形市においても、市川市長は枝松議長と会い市庁舎を全面禁煙にすることを伝えたとのことであり、学ばなければなりません。

こういった禁煙や分煙に対する長井市の取り組みは、長井市の公共施設における取り組みが先駆けとなることによってほかにも大きく影響するものと考えられます。今後どのような取り組みができるかをお聞かせ願いたいと思えます。

次に、WHOのたばこ対策の沿革と現状の中で、「たばこの成分のうち依存性が認められる物質はニコチンで、国際的規制の検討が始まった。たばこは20種類以上に及ぶ発がん物質が含まれている。喫煙に起因する疾患としては、各種のがん、慢性気管支炎、肺気腫、冠動脈疾患など、さらに受動喫煙や室内空気汚染の原因としての

環境たばこ煙疾患などであり、たばこ対策を各国に先駆けて導入したフィンランド、イギリス、北アイルランドではたばこの関連疾患の減少が認められている」ということであり、対策の決議案の中では、健康増進、健康教育、喫煙支援プログラムなどについて保健医療機関に従事する者は積極的に対策を講じるようになっていくわけですが、市民に向けた啓発活動をどのように考えているかをお聞かせ願ひまして、壇上からの質問とさせていただきます。ご清聴ありがとうございました。(拍手)

鈴木良雄議長 目黒栄樹市長。

目黒栄樹市長 蒲生議員のご質問にお答えをしながら、私の考えも述べさせていただきます。

まず観光についてでございますが、私は長井市は、今のご質問の中で少ない観光資源というふうに申されましたけれども、私はそうではないと思っております。

もともと観光というのは、少子高齢化の進展で定住人口の増加は望めない、しかし旅行に対する需要は潜在的なものも含めて極めて大きいと。桜等はずっともう全国追いかけていられる方もいらっしゃるぐらいでありまして、これが交流人口の増加につながる。しかも観光はすそ野の広い産業で、経済波及効果が極めて大きいと。観光交流人口の増大は地域活性化にとって不可欠だと。

例えば県の試算によりますと、県外の観光客が10万人ふえれば定住人口で約2,000人、1,934人と書いてありますが約2,000人増加する、総消費額が33億円になるんだと。こういうことありますから、これを市にとってみれば、市にとって10万人ふえれば2,000人の定住人口、さらに33億円と。このとおりはいくかどうかは別にして、非常にすそ野の広い産業だと私は思っております。

そこで長井市は、観光客が求める4要素と申

しますか、美しい景色や花、それからおいしい食べ物、それから温泉、そしてその土地ならではのお祭り等について結構非常にすぐれているものも持っていると思います。桜、つつじ、あやめはそうでありまして、祭り等も桜は2市1町の広域で今主にやっておりますし、さらに、秋の本町やあるいは横丁アートセッションや、あるいは縄文まつりや冬の雪灯り回廊等も、新しい若い皆さんや工科短大の皆さん、地域の皆さんのご協力があって年々私はそれぞれに観光客を誘致するいいお祭りになりつつあるのではないかと考えております。

さらに、大沼議員にもご指摘いただきましたように、道照寺平等は通年のやはり観光地にしていきたいと。頂上にぜひお花畑、あずまやをつくって長井のすばらしいあれを見れるように、さらに、あそこに神社があるそうですが、そこ等もストーリー性を考えながら新たな観光地域にしたらどうだろうかとか、あるいはフットパス等で長井の水路等についても、六つぐらい、お仁王様の道とかいろんな道とかそういう道を今つくっておりますから、道路については四ツ谷のような花で飾っているように、ある程度やはりそういったところも皆さんにも歩いていただき、私もしっかりと歩いて、そして市民の皆さんとまさに大道寺議員が言われるように協働のまちづくりで、自分たちが住んでいるところをもっともっとやはり美しい花で飾る、バージョンアップをしていくというようなことが可能なのではないか。

さらには、フットパス構想でカヌーを、今河井のところにあずまやがあり、散策路があり、もぐり橋があり、さらにカヌーの基地をつくってカヌーから両岸を見ていくと。最上川船観光のように、ああいったやはり新たな試みも必要なのではないかと。今、大きく可能性のある、そして長井にとって重要な私は産業だと思っております。

したがって、私たちもこのことについてはしっかりと力を入れていかなければいけないということで、観光協会の皆様にもしっかりと私たちはご意見を申し上げてまいりました。

一つは、もっともっとやはり若い皆さんや女性の皆さんや、それから民間総参加でやはりできるような体制にできないだろうか。

それから経理等につきましては、今や国の会計検査院なんか特にそうであります。領収書等をぴったり添付して、やはり公明で透明で公開しても大丈夫だというふうにならなければいけない。ところが、なかなかやはりこの四、五年、商工観光課から申し上げてまいりましたが、今までこうやっていたんだというようなところで、なかなかどんぶり勘定的でありました。さらに、私はその担当者がどうのこうのとは思いません、一般論であります。その担当者しかわからない、その担当者だけが長くやっているというような経理は、そろそろこれは全庁的にも改めるべきではないかと。ですから、私は人事等でもそのことについては配意をしているつもりであります。

そういった意味で、会計業務等はプロフェッショナルな皆さんがいて、そういう皆さんができるわけですから、特に今までのあれは5月のつつじ、あやめ、それから水まつりまでほぼ4カ月だけの経理でありますから、そういったところはやはり委託をして、そして公明にして透明にして、そして事務局もスリム化して、3人はあとの半年ほとんどというのでなくて、みんなにやはり、2人でもいろんなところに、秋にも冬にも参加してもらえるような、そういったものにしていただけないかということをご数年言っただけで、私は、特に、去年は50周年でありましたからもう少しということでありましたので、ことは何度も申し上げてまいりました。そういったところを理事会の皆様にご覧になってお話ししたら、余り伝わっていな

かったのです。三役の皆さんだけで、三役会議でわかった、わかったと言いつつ引き延ばしをなされて、そして結局理事会でもう1年間と。もう1年間今のままでということですから、今のままで将来どうなるんですかと。どういふふうになさるんですかということ、それはわからない。

ということであれば、やはりここ数年聖域なしに改革をしてまいりました、長井市は。それは内部だけではありません。斎場等もそうありますし、いろんなところも改革をさせていただきましたが、観光行政も改革をしていただきたくいふふうにご覧になってきたわけでありまして、今までの、これまでの観光協会の皆様の果たしてこられた役割は当然に大いに評価をいたしますが、今後新たな観光時代に向けてぜひ改革をしていただきたくいふことを申し上げてきたつもりであります。

したがって、事務局は同じフロアにしていた方が非常に効率的になりますし、経理も透明性になるし、それから3人が2人になったとしても、その2人の皆さんは秋にも冬にもあるいはシンポジウム等でも、いろんな面でやはり活躍していただけるわけですし、何よりも役員体制に若い皆さんのNPOの皆さんであるとか女性の皆さんであるとか、こういう皆さんも今や本当に頑張っているわけですから、こういう皆さんも全部参画できる、民間総結集のような体制づくりをしていただけないだろうかというふうにご覧になってきたところでありまして、はっきり申し上げましてゼロ回答であります。常に引き延ばしてゼロ回答であります。1年後どうなるかもわかりませんということですから、私は少し改革をしていただくところには強く申し上げているところであります。

今後、3月14日に観光協会の理事会等でもお話があるとお聞きしております。4月の中旬に

は総会等もあるとお聞きしておりますから、私
がもしお呼びをいただければ幾らでも出ていっ
て、私の真意を申し上げてご理解をいただいて、
民間総結集で、やはり経理も明らかな公開性、
透明性のある体制づくりのためにご協力をいた
だきたいと思っております。そのことについて
民間の方のご協力をしていただけるという体制
は、私は十分にあるというふうに思っております。

次に、東山開発事業についてであります、
これは、当該用地の利活用につきましては将来
当然また検討は必要であります、今回はあく
までも、土地開発公社の経営健全化に関する計
画に基づいて長井市及び土地開発公社の今後の
財政負担を最小限に受けとめることを目的とし
て処理するものでありますので、ご理解をいた
だきたいと思っております。

改革の本丸につきましては、それは今、国会
で大いに議論をされていて、今後どうなるかも、
マスコミの皆さん等でもなかなか、やはり厳しい
折衝のところでもありますから、これはやはり
国会の議論をよくまちたいと思っております。我々は
そういった中で、我々のところがどうなるかも
注意深く考えながら、皆さんのご意見もお聞き
していきたいというふうに思っております。

たばこ規制条約の発効と仕組み等でありま
すが、私は、たばこは嗜好品でありますから、の
むの自由もあり、のまない自由もあると思っ
ております。私自身はのみます。それは、すべて
のあれを規制をしていくことの方が私はやはり
人間として、たばこがじゃあ体に悪いなら、次
に何ですか、酒が悪いんですか、何が悪いん
ですか、ストレスも悪いんじゃないですかなんて
いうことになりますよ。これはやはりストレス
かなんかが一番人間にとってこれから大変でし
ょうね。

私は、国が認めているものをのむ自由もある
し、それについては分煙でいいというふうに思

っております。そういった指示を出してありま
して、ご理解をいただきたいと思っております。以上
です。

鈴木良雄議長 那須宗一商工観光課長。

那須宗一商工観光課長 蒲生議員のご質問にお
答えを申し上げたいと思っております。

最初に、長井市観光協会の事務局体制につい
ての考え方というふうな文書を昨年10月にまと
めました、その際、商工会議所と協議が済ん
でいたのでないかというふうなご質問がござい
ましたが、この時点で協議は済んでおりません
でした。

あくまでも、市の考え方についてまとめてい
ただきたいという観光協会の三役からのご希望
に基づきまして市としての考え方をまとめたも
のでございまして、このことイコール観光協会
の体制に私どもが直接組織について、何ていい
ますか、改編しようというふうなことではござ
いませんで、あくまでも考え方としてこのよう
な考え方を現時点で持っているということをも
とめさせていただいた内容でございます。組織
の問題については、あくまでも組織が決定する
ものだというふうに考えているところでござい
ます。

続きまして、観光行政をどのように進めたい
と考えているのかという部分につきましては、
先ほど市長からもございましたとおり、つつじ、
あやめ、桜、水まつりといったこれまで長井の
観光を担ってきた部分がございますが、これら
の観光事業は、当然のことながら一層ブラッ
シュアップしながらよりよいものにしていかな
ければならないということは当然でございます。

あわせまして、そのほかにもフットパス事業、
まちなか散策ガイド事業といったもの、まちを
歩いていただく事業などについても組み合わせ
ながら、観光を進めてまいりたいと。

あわせまして、外からいらした方々に対する
おもてなし観光というものも、これからは十分

進めていかなければならないというふうに考えております。

また、やはり長井の観光といいますと秋で大体終わってしまうわけですが、冬の観光についても一歩ずつでも進めてまいりたいと。先日開催いたしました雪灯り回廊事業につきましても、2年目でございますがようやくまち全体としての取り組みになってきたのかなと思っております。

あの事業とあわせて、ごっつおうミーティングという長井の、何ていいますか、郷土料理を堪能いただく会なども募集いたしました。これは地場産業振興センターが行ったわけですが、大変好評だったのかなというふうに思っております。

ああいった事業を一歩ずつ高めていくということが、これからの観光に求められる部分ではないかなというふうに考えているところでございます。確かに観光資源を商業なり産業化に向けていくということは非常に大切でございますが、一歩ずつやはり階段を上っていくようにしていく、進めていくということが肝要だというふうに考えているところでございます。以上でございます。

鈴木良雄議長 松本弘財政課長。

松本 弘財政課長 お答えいたします。

まず、あずまやの設置についてでございますけれども、先ほど市長の方からもございましたが、今回の東山地域里山開発事業の関係でございますけれども、この事業につきましては、あくまでも平成13年度から推進しております土地開発公社の経営健全化計画に基づくものというふうなことでございます。

この計画の策定段階で一番問題解決として課題となったのがこの用地でございますけれども、県であるとか総務省の方とも事前ヒアリングなどを踏まえまして、最終的には起債でこの土地を取得する以上、上物の整備を何がしかしなけ

ればならないということがございました。その関係で今回あずまやというものを選択しながら事業を実施するわけですが、今申し上げましたように主眼はあくまでも開発公社の経営健全化ということでございますので、ご理解をいただきたいと思っております。

なお、あずまやの設置場所でありますけれども、現時点では伊佐沢の桜会さんの方で植栽をしていらっしゃる桜がございますけれども、その付近に設置をしたいというふうに現時点では考えているところでございます。

それから、今後、取得後の利用計画でございますけれども、ただいま申し上げましたように今事業につきましては土地開発公社の経営健全化に主眼を置いたものでございますので、今回の予算執行をもって暫定的には終了したいというふうに考えているところでございます。

なお、将来的にまた東山市民の森基本計画のようなものが出来れば再度検討する必要はございますが、現時点ではそのように考えているところでございますのでご理解をいただきたいと思っております。以上です。

鈴木良雄議長 中井晃企画調整課長。

中井 晃企画調整課長 私から、東山開発事業の道路用地の用地買収の面積に対しましてかなり広い面積を購入したのはなぜかという点と、総合運動公園になぜ道路用地が変わったのかというのと、公園になり得る土地であったのかというのをお答えいたしたいと思っております。

初めに、この二重坂の周辺の道路用地を取り巻きます公的な報告書なり調査類を時系列的に調査をいたしました。一番初めに出てまいりますのが、昭和54年2月に提案されました、第2次基本計画作成時の市民会議によります討議要項の中にこれが出てまいります。市民会議によります話し合いの中で、第2次基本計画のシンボル事業といたしまして東山市民の森建設が提案されております。具体的には、二重坂周辺に

市民レクリエーション基地並びに市民広場、展望台等の整備というのが提案として盛り込まれております。これが一番最初に出てまいります。

その後、昭和53年11月でございますが、当時の企画課長より開発公社へ土地の取得依頼がなされております。これを考えますと、市民からの提言によります市民の森建設用地の一部として、道路用地だけでなく土地購入を依頼したのではないかというふうなところがうかがわれます。

その後、昭和54年12月でございますが、まちづくり委員会、これも市民の話し合いの組織でありますけれども、まちづくり委員会の緑部会の提言が行われております。この提言の中で、青少年の自然にいそむ運動公園的な体育の場としての整備というのが同じく出されておまして、多目的な集合広場、展望台、管理棟、フィールドアスレチック、テニスコート等を配置いたしまして市民の森の一拠点として整備するのが望ましいということで、二重坂周辺が位置づけられております。

その後、昭和55年3月でありますけれども、山形県の緑化センターへ委託いたしまして東山市民の森の基本計画がつくられております。その中では、日の出町の東側一帯を市民の森の中心的な地区として総合的な運動施設を配置する整備を行うといったことがまとめられております。

その後、昭和58年、59年と温泉の試掘が行われております。

そして昭和58年3月であります、第2回目の長井市市民の森の基本計画がまとめられておまして、ここの中で、二重坂の南側の地区に総合運動公園、総合運動広場といったような表示がなされております。

こうした状況を考えますと、当時の市民からの提案をもとにいたしまして二重坂の改修の計画が出ておりましたと思われるので、改修だ

けでなく周辺に運動施設の整備を行おうとしたのではないかというふうに思われます。

それが、現在のところとんざしておりますけれども、その後のいろんな状況を考えますと、昭和59年3月に古代の丘整備基本計画がまとめられております。その次の年の昭和60年3月には、置賜生涯学習プラザの建設計画がまとめられております。こうしたことを考えますと、里山整備としての事業の中心が古代の丘の方にちょうど移るタイミングであったということと、運動公園につきましては、置賜生涯学習プラザの方に具体的な計画が進められたということで、当初予定をいたしました里山の開発並びに運動広場の整備といったものが二重坂中心には行うような環境ではなくなってきたということで、具体的な事業着手には至らなかったというふうなことがうかがわれます。

鈴木良雄議長 佐藤仁総務課長。

佐藤 仁総務課長 私の方からたばこ規制枠組み条約の関係でお答え申し上げます。

私も平成3年までですか、相当のヘビースモーカーでしたのでたばこを吸う方の気持ちはわかるんですが、平成15年5月から健康増進法が施行されまして受動喫煙の防止というものがうたわれております。この受動喫煙防止に関しては、多数の方々が利用する施設の管理者、これは受動喫煙の防止に努めなければならないというふうなことで法整備がなされました。

長井市におきましても平成13年ごろから分煙の話が出てまいりまして、13年、14年とそのころから始まったわけでございますが、庁舎内において喫煙場所を指定しながら分煙というふうなことで取り組んでまいりました。その喫煙場所には換気扇を設置しながら、非喫煙者の方がたばこの煙を吸うことがないようにというふうなことでやってまいったわけでございます。

本庁舎、第二庁舎に限らず、置賜生涯学習プラザであるとか、それから市民文化会館、図書

館、勤労センター、こういった公共施設におきましても喫煙場所を指定しながら分煙というふうなことで対応してきたところでございます。

過半、山形市役所さんの方では庁舎内を全面禁煙にしたというふうなニュース報道等もございました。

長井市においては今後どういうふうにするのかというふうなことでございますけれども、先ほど市長からもお話がございましたように、たばこについては嗜好品であって、吸う・吸わないというのは個々人の自由意思に任されているというふうに思われます。ただ、他人の吸うたばこの煙を吸わないようにだけしなければならないというふうなことがございますので、この分煙の考え方を徹底すると同時に、本来たばこというのは健康に与える影響は大きいんですよというふうなことを啓発しながら、喫煙者みずからがたばこ縁を切るような、そういった施策の推進が行政として求められるのではないかなというふうに思っているところでございます。

なお、たばこが健康に与える影響、こういったことは、この後、専門家の健康課長から話があるかと思しますのでそちらの方に譲りたいと思います。以上でございます。

鈴木良雄議長 船山祐子健康課長。

船山祐子健康課長 それでは、私から啓発活動についてお答えします。

厚生労働省の具体的なたばこ対策としましては4点ほど上げられておりまして、喫煙が健康に及ぼす悪影響についての知識の普及、未成年者の喫煙ゼロ推進、受動喫煙防止策としての公共の場での分煙の徹底、禁煙支援プログラムの普及、この4本の柱を強力に推進することを掲げております。

それを受けまして長井市では、平成14年度から「長井市たばこ問題改善事業」と称しまして健康課で幅広い年齢層を対象に啓発活動を実施しております。健康課で特に力を入れていると

ころは、未成年者の喫煙ゼロに向けた喫煙防止事業でございます。平成12年の全国調査の喫煙経験率の調査によりますと、中学1年の男子生徒で22.5%、女子生徒は16%と高い結果が出ております。そういうような問題点から、「子供に最初の1本を吸わせない」というスローガンをもとにしまして、市内保育園や小中学校のご理解を得まして喫煙の防止教育を実施しております。子供さんを通して家族ぐるみでたばこの害について考える機会を提供しているところでございます。

そのほかに、若い世代に対しましては、母子手帳交付時、パパママ教室、乳幼児健診など、機会をとらえて喫煙の害と子供に対する悪影響などを啓蒙しております。また、保健センターにおいてになった方はわかっていらっしゃると思いますが、入り口のところに肺がんの模型とポスター等を掲示しております。あと、「禁煙通信」の発行を定期的に行っております。あと、禁煙週間と称しまして、昨年5月31日から6月4日におきまして郵便局のフロアをお借りしまして啓蒙しております。事業所に出向いての啓蒙、あと禁煙支援事業といたしまして、たばこをやめたい方への禁煙チャレンジ講座ということで実施しているところでございます。

今後も従来の取り組みを継続するとともに、たばこ規制枠組み条例等の内容を盛り込んで市民の健康のためより一層の啓蒙活動を行ってまいりたいと思います。以上でございます。

鈴木良雄議長 17番、蒲生吉夫議員。

17番 蒲生吉夫議員 欲張って4点も通告したので、答弁も結構丁寧にいただきましたが、観光協会のところというのは質問したところを答えていないと思うんですね。

独立した任意の団体ですから、事務所をどこにするなんていうのは協会が独自で決めることじゃないですかと。ここは市が別に介入する必要のないところだと思いますよ。独自の団体で

すから、役員構成やっていて、三役初め理事がいるわけですからね。その意味ではここちょっとかみ合わないわけですが、うがった見方をすれば、商工会議所さんそのものがやはり会の運営をするのが大変になってきて、そこに補助した部分の事務経費を少し充てられたらいいんじゃないかなという、こういうふうな感覚にもとれるんですね。そうではないと思いますが。駅に持っていくという経過については私さっき言いましたから言いませんが、何といてもやはり独立した組織ですから、その組織の中の議論に私は任せなければならぬと思いますよ。

そこに会員がいるわけですね。私は会員ですから、きょうの新聞みたいに三役やめたとなったら、「ああ、じゃあ私らもそういうふうになるんでしょかね」と、大体こういうふうな感覚にとると思いますよ。実質的には解散になるというふうになりそうな気がするんですね。まずその部分ですが、私そんなふうに思います。

それで、東山開発事業のところで、経過は大変詳しく触れましたのでわかりました。要するに、目的は道路用地として買ったわけなんだけれども、結果は生涯学習プラザや古代の丘の整備するところにそれぞれのスポーツ公園と里山整備のがそっちの方に分散されて、ここの土地は要らなくなったと。要らなくなったものを、これから生涯使わないものを市が買わなければいけないんですね。

そうすると私やはり責任があるんだと思います。今の執行部の皆さんが責任あるとは言いませんが、私も資料をさまざまいただきましたので、地図もいただきましたね。これに土地の登記簿謄本11筆分いただきましたので、全部おろしていきました。そうしたら、いわゆる明治以来から持っている東海枝さんの分というのがありまして、そこはさほど問題ないんだと思いますね。あとは昭和に入って齋藤良助さん、小出の2532というところですが、現在の館町北2 -

18 - 1という人の持ち主なんですね。その人が昭和42年に後藤伊蔵さんという方から購入しているんですね。それともう一つは、大きいところでは、渡部徳太郎さんという、九野本の1001という住所の方のところもまた大きくあるんですね。そこも古くから持っている土地のようですね。寒河江忠兵衛さんという方、歌丸の734番の、田中の方ですね。この方のところは昭和36年に梅津忠芳さんという方から購入している用地であるようですね。あともう一つは、菅嘉兵衛さんという方のところは、その土地とは全く離れたところに1カ所あるんですね。とっても不思議な買い方をしているんだと思います。

不思議な買い方をしていることについて私やはり問題だなと思うのは、このことは、当時私も、昭和63年当時というのは開発公社の資料なんていうのは一切当局に要望しても出さなかったんです。なので、私は質疑のしようがなかったんでないかと思うんですね。唯一、遠藤允議員が質疑をしたんだと思いますが、要するに目的やなんかが余りはっきりしないうちに、6分の1しか県では要らなかったにもかかわらずこういう広い土地を買ったというのは、道路用地として買ったけれども、実際は目的はほかにあったというふうに私は見たんです、この部分については。

財政課長が言うように、これをするによって五千何百万も払ってきた利子が、塩漬けされてきた土地ですから、その部分が解消されていくという意味ではしなければならぬと思います。しかし、こういうところをきちっと解明していかなければ、市民がいずれ払っていくわけですから、これは納得が得られないような気がするんですね。

さっき鈴木武次議員に答えていた中で私とても気になったんですが、帳簿価格ですから実測も何もしてませんということですね。私もあそこで温泉堀りしたときに、道路から見えます

からわざわざ上の方まで上ったりなんかしませんでした、見えるので。これは本当にこの土地の面積があるのかどうかもわからないわけでしょう、そうすると。それを九千何百万で買い戻すという。土地開発公社としては処理は終わったかもしれない。しかし、市としては終わらないんだと思います。

合っているんですか、この面積。「59216.84」というの。私はこれ合っていないんだと思うんですね。どうして合っていないというふうに言うかという、この土地登記簿というのは県に売った分を分筆して、帳簿上ですね、分筆しているわけですから、数字的に最終的に合わなければいけないでしょう。ここ合っていないんです。その合計面積が6,324平米になるんです、登記簿謄本の合計面積が1,108平米違うんです。まあ縄が伸びたりなんかするようですからあれなんです。要するに私が言いたいのは、今この提案をしてもらっても私らとしては検討のしようがない。現場もわからない、運動公園なんかできるような格好になっているのかもわからない。もう少しやはりここは検討する必要はあるんでないかというふうに思うんです。

帳簿価格だけで操作したとしても、その数字は合わなければいけないんじゃないですか、財政課長どうでしょうか、そこは。

鈴木良雄議長 松本弘財政課長。

松本 弘財政課長 先ほども申し上げましたけれども、この用地につきまして当初購入した段階では、登記簿の面積で開発公社の方では購入したようでございます。県の方に売却する場合は、議員おっしゃるように実測をして分筆をしていきますから、実測した分筆分をもとの地番の地積から差し引いていくということになるようでございます。その結果、おっしゃるように、登記簿の面積と今私の方で管理しています土地開発公社の資産台帳の合計面積を突合せさせると違ってきているようであります。

ただ、今回我々の方で、以前にもこういったことあったかと思えますけれども、計上してきます金額につきましては、あくまでも開発公社の資産台帳から平成17年度末現在のこの土地の簿価を推計いたしました金額を計上しておりますので、面積は台帳上合わないとかそういったことはございますけれども、金額的な管理の部分からいえば、この金額で取得をせざるを得ないということになるだろうというふうに認識しているところでございます。

鈴木良雄議長 17番、蒲生吉夫議員。

17番 蒲生吉夫議員 それはそのとおりで、財政課長の言うとおりでと思います。面積は違って金額は同じだと、それはそうでしょう、それは。これまでの利子だとか管理費用だとかと積算していけばこの金額になるわけですから。

だからもともとこういう土地というのは、一般的にどうやりますか、じゃあ。買うときには実測もしないで帳簿だけで買うという、こういうふうになるんでしょうかね、どういうものでしょう、それは。

鈴木良雄議長 松本弘財政課長。

松本 弘財政課長 私の認識といたしましては、近年土地を購入する場合、当然のことながら実測が前提になっているというふうに認識いたしております。

ただ、現在でもその実測にかかる経費がむだだというふうに考えられる方もいらっしゃると思いますし、そういう方については当然のことながら登記簿の面積で購入する方もいらっしゃるだろうと思います。

この件については、先ほど言いましたように登記簿の面積で購入をしたというふうに認識しているところでございます。

町田義昭議員の質問